

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第13号 令和5年6月30日発行



今年度の取り組みについて

当センターは、令和2年4月に盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町から委託を受け、業務を開始しました。今年度は、新たに岩手町の参加も受け、6市町からの委託となり、スタートしました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、6市町をはじめ、関係機関の皆様と連携をとりながら、今年度も業務に取り組んでいきたいと思っております。

今年度の主な取り組みについて、次のとおり紹介します。



● 広報・啓発業務

- ・窓口訪問：介護や障がい福祉関係の事業所等を訪問し、制度利用について情報交換を実施
- ・出前講座：当センターのスタッフが地域に出向き、制度についてわかりやすく説明
- ・地域の住民の方々向けの講演会の開催：令和5年10月3日岩手町内で開催予定
- ・専門職向け研修会の開催：本人の意思決定支援の大切さについての研修会を開催予定（1月頃）
- ・行政職向け制度研修会：制度内容の研修とともに申立の実務研修を実施（6月29日開催）
- ・ニュースレターの発行（年4回）

● 相談業務

- ・制度の内容や利用について、ご本人や家族、関係機関等からの相談に対応
- ・電話相談や来所相談に加え、自宅や施設等へ出向いての出前相談にも積極的に対応

● 利用促進業務

- ・申立支援：親族や本人が申立を行う場合、申立書類の作成を支援
家庭裁判所に申立書を提出し、審判がおきるまでサポート
- ・受任者調整検討会議：首長申立等の事案について、市民後見人を後見人候補者に推薦する場合、専門職の意見を求める場として受任者調整検討会議を開催
- ・市民後見人の養成：養成講座やフォローアップ研修、定期研修を開催
- ・市民後見人の活動支援：市民後見人が円滑に後見活動を展開できるよう全面的にサポート
（市民後見人情報交換会の毎月開催、市民後見人用賠償責任保険への対応等）
- ・関係機関との連絡調整：よりよい制度利用に向けて関係機関との連携を図るため、専門職や金融機関、6市町等との連絡会議を開催

● 後見人等支援業務

- ・親族後見人が就任時報告や定期報告を滞りなく行えるよう支援
- ・後見活動で生じた悩みや課題に対して関係機関と連携する等して対応

● 地域連携ネットワークの構築業務

- ・制度を利用する方々の視点に立ちながら法律職、医療、福祉、金融、行政等の多様な主体の連携による情報共有を行い、利用しやすい条件を整え、適切な後見事務の確保を目指す。

盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会の開催（1回）

実務者ネットワーク会議の開催（2回）



令和4年度の相談状況



令和4年度の相談件数は、621件でした。（令和3年度623件）

制度を必要とする方の「発見から相談、申立て等の事務」がスムーズにつながるよう、障害相談支援事業所や居宅介護事業所等、様々な機関との連携に努めました。相談者が抱える課題は、制度利用だけでは解決しない場合もあり、他の相談先につないだり、関係各所との連携に留意しながら対応しました。

具体的な申立を検討しての相談も増加し、申立支援を行い、家庭裁判所へ申立に至ったケースは、26件でした。前年度は、17件でしたので約1.5倍に増加しました。申立支援をしたケースについては、審判がおりるまで申立人に寄り添った支援に努めました。

- 主な相談内容：制度内容に関するものが約5割を占め、次いで申立手続に関するものでした。
- 相談者：家族・親族からの相談が6割以上を占め、次いで病院、本人、福祉関係事業所という順でした。
- 相談対象者：高齢者が最も多く、次いで精神障がい者、知的障がい者という状況でした。

相談件数			621 件		
内訳	相談形態	電話	376	件 (60.5%)	
		来所	198	件 (31.9%)	
		訪問	43	件 (6.9%)	
		その他	4	件 (0.6%)	
センターを知ったきっかけ		市町	96	件 (15.5%)	
		社協	18	件 (2.9%)	
		地域包括支援センター	47	件 (7.6%)	
		居宅介護支援事業所	42	件 (6.8%)	
		相談支援事業所	38	件 (6.1%)	
		センターのチラシ等	151	件 (24.3%)	
		家庭裁判所	105	件 (16.9%)	
		その他	124	件 (20.0%)	
		相談内容		財産管理	9
身上監護	1			件 (0.2%)	
申立手続	247			件 (39.8%)	
制度内容	305			件 (49.1%)	
その他	59			件 (9.5%)	
相談者	区分	本人	40	件 (6.4%)	
		家族・親族	410	件 (66.0%)	
		行政	14	件 (2.3%)	
		地域包括支援センター	21	件 (3.4%)	
		居宅介護支援事業所	25	件 (4.0%)	
		相談支援事業所	26	件 (4.2%)	
		福祉施設・事業所	9	件 (1.4%)	
		病院	52	件 (8.4%)	
	その他	24	件 (3.9%)		
	住所		盛岡市	433	件 (69.7%)
			滝沢市	43	件 (6.9%)
			雫石町	10	件 (1.6%)
			紫波町	33	件 (5.3%)
矢巾町			43	件 (6.9%)	
その他	59	件 (9.5%)			
相談対象者	区分	高齢者	395	件 (63.6%)	
		知的障がい者	71	件 (11.4%)	
		精神障がい者	115	件 (18.5%)	
		その他	40	件 (6.4%)	

市民後見人の活動について

令和元年12月に市民後見人の第1号が誕生し、下記のとおり、これまで17名の市民後見人が選任されています。このうち、被後見人の方が亡くなるなどして、現在、活動中の方は9名です。さらに後見人候補者として市民後見人を推薦している事案が7件あり今後も、市民後見人として活動する方は、増えていく見込みです。

市民後見人単独受任
ケース誕生

このような中、この6月には、**市民後見人単独受任のケースが誕生**しました。

市民後見人は、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）の三職種のいずれかの方とペアを組み、複数での後見活動をスタートしています。今回、約2年半の複数後見の活動を経て、専門職が辞任し、市民後見人が単独での後見活動に入りました。今後も、同様に単独活動に入る方が増えていくものと見込まれます。

○選任状況（R5年6月末現在）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
選任(審判数)	2人	7人	4人	3人	1人	17人



～市民後見人の活動支援～

市民後見人が増え、単独受任も増えていくことを踏まえ、当センターでは、一層、市民後見人の活動を支援していきたいと考えています。

その一つとして、今年度は、昨年度まで隔月で開催していた「市民後見人情報交換会」を毎月開催しています。参加対象は、活動中の方や候補者として推薦を受けた方に加え、活動が終了した方にも参加いただいています。活動上の様々な悩み等について、意見交換を行ったり、外部講師を招いての研修会を実施する等しています。市民後見人の皆さんと話し合いながら、後見活動に役立つ内容で今後も開催していくこととしています。



金融機関との懇談会を開催しました

6月1日(木)に初の試みとして、金融機関の皆様にお集まりいただき、懇談会を開催しました。

当センターには、金融機関からのご紹介で相談に見えられる方も少なくありません。通帳を紛失する等、認知症が心配される方等に対する金融機関における窓口対応等について、具体的にお聞きしながら、意見交換を行いました。当日は、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）からもご出席いただきました。後見人に就任した際の手続き等について、細かい点も含めて伺うことができ、大変参考になりました。お忙しい中、ご出席いただいた皆様、大変ありがとうございました。

市民後見人定期研修会を開催しました

6月22日(木)に市町及び当センターの市民後見人名簿登録者を対象に定期研修を開催しました。当日は、29名の方にご参加いただきました。

盛岡市から首長申立の状況について説明をいただいた他、市民後見人の方から後見活動の実際や市民後見人活動の手引きについて、お話ししていただきました。参加者の皆さんは、活動経験者の話に熱心に耳を傾けていました。



6市町担当者会議（研修会）を開催しました

6月29日(木)に当センターが業務を委託されている6市町の担当者の皆様にお集まりいただき、成年後見の申立書の作成についての研修を行いました。申立書類一式を実際に手にしてもらいながら申立の流れや記入時の留意点などについて説明しました。

首長申立を必要とする方は、今後確実に増えていくものと思われます。市町における申立業務がスムーズに進むよう、今後も対応していきたいと思います。

※当日は、県社協からもご参加いただきました。

盛岡家庭裁判所との意見交換会を行いました

6月6日(火)に今年度、第1回目の意見交換を行いました。今回は、盛岡市も参加しました。

当センターからは、申立から審判までの期間や診断書について、盛岡市からは、市長申立について協議しました。



盛岡地域市民後見人養成講座、まもなく開講します

今年度の市民後見人養成講座は、7月6日(木)に開講し、9月13日(水)まで全9日間50時間のプログラムで実施予定です。

今年度の受講者は、下記のとおり21名です。30代、40代の受講者が例年になく多く、平均年齢は53歳となっています。(令和4年度の平均年齢60歳)

盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町	計
13名	—	3名	1名	—	—	3名	1名	21名

7月の予定



- 7月21日(金)10:00～市民後見人受任者調整検討会議
- 7月26日(水)13:30～市民後見人情報交換会

※今年度は、市民後見人の行動(倫理)基準について検討することとしています。7月は、その検討に向けて、外部講師を招いて、研修を行います。

成年後見制度の相談について

当センターでは、制度利用を必要とする方が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう、丁寧な相談対応に努めています。また、相談内容によっては、専門的な助言を弁護士から受ける体制も整えています。

- 制度や申立手続きについて詳しく知りたい
 - 親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。
- 相談方法 ① 電話相談
② 来所相談(具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。)
③ 出前相談(自宅や施設等へ出向くことも可能です。)

○相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

○電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

来所相談や出前相談をご希望の場合は事前予約をお願いします。

～編集後記～

今年度も常勤職員4名、非常勤職員13名の体制でスタートしました。

5月には、今年度から委託に参加した岩手町の役場や社会福祉協議会、介護事業所、障がい事業所をお訪ねし、制度利用の実態や課題について情報交換を行いました。ご対応いただいた皆様、ありがとうございました。7月には、6市町の介護福祉施設を訪問し、意見交換を行う予定としています。

相談件数は、6月に入り、急激に増え、6月だけで80件を超える見込みです。一人ひとり抱えている困りごとは様々ですが相談者に寄り添い、解決する手立てを一緒に考えながら対応していくことを常に心しているところです。「相談して良かった」と思っていただけのこと、相談対応する毎日です。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

